

旭川アイヌの祖靈祭祀「イアレ」

小嶋響

はじめに

アイヌ（aynu）はかつては北海道、サハリン島南部、クリル列島などにおよぶ諸地域に居住し、漁狩獵植物採集を主たる生業としていた。また同域では地域差はあるがアイヌ語が使用されていた。北海道内におけるその人口は一九八三年度の北海道民生部の調査によれば約二万四〇〇〇人とされている。⁽¹⁾また近代以前からの同化政策や、「和人」文化との接触によつて、アイヌ文化は急速に変容をとげ、最近では「伝統文化」の「復活」も盛んとなつてている。

アイヌ文化の報告・研究は主として日高地方、とくに沙流川流域に関するものが多い。また宗教や儀礼についてみると、報告例は多数あるものの、地方差に関する研究やその分析研究例は少ない。⁽³⁾なおこのことは祖靈祭祀について

みても同様であると言える。

アイヌの祖靈祭祀はシヌラッパもしくはシンヌラッパ（sinurappa, simnurappa）あるいはイチャラバ（icarpa）などと呼ばれているが、現代においては民族文化復活などの意味を含んで、他の種の大々的儀式としても催されることがある。例えばそのような例として、静内の「シャクシャイン祭」⁽⁴⁾などがある。

それに、そのような「祭」としてではなく、個々の家庭で仏式の法要と合わせて行われることもある。すでに筆者は、一九八七年に旭川のI家の一周忌で行われたイチャラバの例を報告しているが、同地方にはイチャラバ以外の名称の祖靈祭祀も認められる。それはイアレ（iare）という儀礼で、既報報告例と比べ、内容上も大きな差異が認められる。本稿ではその内容を報告し、儀礼的特徴を指摘する。⁽⁶⁾

一 研究史

「アイヌ文化」は、しばしば中世ないし近世に相応する時期のものとされているが、それは主として和人をはじめとする他集団との物資の流通によって、金属器などの外品が普及したことに基づいている⁽²⁾。確かに北海道アイヌの文化に関しては、和人の影響を考慮する必要がある。また現在では、「伝統文化」の実際の経験者は乏しくなり、伝聞程度に受け継がれている場合も少な

くない。さらに第二次大戦後、高度経済成長期を境として日本における文化は急変しており、かつて行われていた宗教儀礼が久しく行われなくなったり、他の方法にとって代わられるということにもなつたりした。アイヌの祖靈祭祀に関する記述の古い報告といえれば、英國国教会宣教師J・バチエラーによるものがある。そのため、より古い時代の調査記録が現在の儀礼の変化を考察する上で重要なとなる。

北海道アイヌの祖靈祭祀に関する記述の古い報告といえれば、英國国教会宣教師J・バチエラーによるものがある。彼は一八七九年から一九四一年にかけて日高の二風谷村を主たる拠点として、北海道西南部を中心に宣教活動を行なうかたわら、アイヌ語による聖書やアイヌ語の辞書・文法

書を著したり、その風俗・習慣などを紹介した著書を出版した。シヌラッパに関してバチエラーは、その起源が文化英雄「アエオイナ」が伝えたもので、死者は生前と同じ生活を他界において営んでいて、なおもこの世で生ける者達に関心を寄せていると述べている。また、この儀礼が行われる理由については、死者に敬意が払われなければ再び地上に現われて不孝をもたらすが、反対に食物を捧げられることによって喜び、健康と富をもたらすためであると述べ、また女性が唯一礼拝を行ない得る儀礼であるとも指摘している⁽³⁾。

金田一京助は北海道およびサハリン島アイヌの言語・口頭伝承、とくにユカラの研究を行い、隨筆などの著書において同儀礼を紹介している。

英国人医師N・G・マンローは医療活動を行ないつつ、一九三〇年から日高管内の二風谷に居住し、一九四二年にこの地で没したが、彼の遺稿集中では同儀礼について、とくに一章が設けられている。その概要是後述の久保寺の報告例とほぼ同様であるが、祖靈以外の靈のために酒粕を撒き散らす事が指摘されている⁽⁴⁾。

また同儀礼の参加者の範囲については、杉浦健一による親族組織との関連からの報告があるが、瀬川清子はとくに下紐ウップソロとの関連で、参加者の範囲を詳述した。しか

し同儀礼に關する最も詳細な記録は、久保寺逸彦による一連のものであり、同氏ほかによつて一九六九年には記録映画も作成されている。⁽¹³⁾ また久保寺はその変化にも触れ、かつては「死靈に対する恐怖」から墓参が行われず、シヌラッパも死後二、三ヶ月は行われなかつたのが、次第に仏教の影響を受けて四九日や盆に行われたり、まつたく行わなくなつたと指摘している。⁽¹⁴⁾

ところが、以上の例はほとんど二風谷およびその周辺の地域における記録である。他地域の記録については数行程度の報告例が圧倒的に多く、その分析的・総合的な研究はなされぬまま、今日に至つている。

なお、『旭川市史』一巻（一九五九年）に数行程度の同儀礼の報告があるが、明らかに二風谷の報告例の引用と思われ、資料として用いるには適當と言えない。小山勇三編『旭川アイヌの研究』（一九三六年）における報告についても同地域の引用と思われる箇所があり、今回は資料としては除外する。その他、北海道教育委員会刊行の『アイヌ民族文化財調査報告書I』（一九八一年）や砂沢クラ『クスクップ オルシペ 私の一代の話』（一九九〇年）にも旭川地方に関する報告例を見いだせるが、既報告例との明確な差違は示されていない。⁽¹⁵⁾

このような調査研究の過程があつたが、次に久保寺の報

告による二風谷を中心としたシヌラッパの儀礼の概略を示し、旭川の事例との比較資料としたい。⁽¹⁶⁾

〔一〕 祖靈祭祀の名称・種類

祖靈祭祀の名称としては、前述したシヌラッパ（もしくはシンヌラッパ）やイチャラバの他に、ヌラッパ（nurappa）がある。このうちとくにイチャラバは、この儀礼の際に必ず伴う供物を撤く行為を表している。

一方、シヌラッパとヌラッパの差違は、前者が「定期的

に：酒を醸して、親戚・隣人・村人・遠近の長者を請じて、参加者も多く大規模に営まれた」のに對し、後者が「酒を僅かに醸した折とか不時に酒を得た折：從つて少量の酒で、他からの参加者も少なく、極く近い身内の者で行う小規模のもの」であるとされているが、次第に両語は同義に用いられて、区別が意識されないようになったという。⁽¹⁷⁾

また同儀礼には、単独の儀礼として行われる場合と、「他の多くの祭祀…の中に含められる」というよりも寧ろその一部として必ず行われる場合とが、後者については熊送り、新築落成の祭りなどの際に行われた。なお前者において単独に行われ、「例えれば、故何某のために営む場合でも…その家で礼拝する神々」に対して儀礼が行われたが、これについて久保寺は、「アイヌの宗教に於いては、

祖靈も亦神であつて何等区別がない。従つてその祭が他の神々の祭と同時に行わるのが当然であると説明している。⁽²⁾

以上の例から、二風谷における祖靈祭祀については、それが単独に當まれる場合と他の儀式に併せて行われる場合と定期的に行われる場合もあるらしい。このような分類方法によれば、久保寺による報告は単独、定期的に行われる儀礼の例ということになる。⁽²⁾

〔二〕 シヌラッパの概要

1 準備

2 祈禱

〔1〕 屋内

火の嫗神らを対象

〔2〕 屋外

a 祖先以外の神々を対象

b 祖先神を対象

3 饗宴

4 散会の儀礼

このうち1の準備は、供物ほかの食料の用意や屋内外で神に供える木幣イナウ (inaw) の作製などの準備を指す。女性により、酒の醸造はおよそ一週間くらい前から行われ、供物の用意は前々日くらいからなされる。供物にはシト

(sito 桑餅)、シラリ (sirari 酒粕)、煙草、菓子などがあり、人々を饗應するためのその他の食物も用意される。男性は、前もって刈りとり、適当に乾燥させた状態にある柳やミズキの木を削り、イナウを作る。また屋内外において、祭りの場の設定も行われる。2の祈禱については、「1」屋内で火の神などに祈りを捧げた後、「2」(a) 屋外の東側にイナウをたててある弊場 (nusasan) において、常時祀られている神を祀る。その方法は左手に台付の酒杯 (fuki) を、右手には酒箸 (ikupasuy) をもち、酒箸を上下しながら木弊に酒を滴らせ、同時に側らでも聞き取れない程の低い声で祝詞を述べるといふものである。その間、出席者は饗飲・饗食し、食事が済むに従い、(b) のイチャラッパが行われる。それは屋外のヌササンの左前方にある、祖靈弊所 (sinurappa usi) で行われる。参加者は原則として家族近親のみで、通例男性一名、女性数名による。さらにその参加者は、「男子ならば、同一祖先shine-ekashi-motoから出て、同一祖印shine-itokpaを持ち、バセ・オンカミ (ある氏族だけで祀る特殊の神?) の祭神を等しくする人々であり、女子ならば、懐帶upsor-un-kut...の系統を同一にする女たち、すなわちshine-upsor-ikir (同一懐帶系) ...と呼ばれる女たちに限られていた」という。⁽²⁾

祖靈弊場のシヌラッパ ウシに持つて行く供物やイナウ

などは、あらかじめ「炉頭の横座⁽²⁴⁾」に並べた膳の上に用意されである」が、盛装した男子が火の神に祈つてから、参加者がそれぞれ分担して持つて行く。その後、男性がイナウを立て、祖靈たちに祝詞を述べてから、イチャラパが行われる。すなわち膳上の供物をとり、必ずむしったり碎いたりしてからイナウの辺りに撒き散らす。このイチャラパの際、男性は去り、女性のイチャラパが続く。この時、酒箸のイクパスイを使って酒の滴を弊に落とすが、「故人の名を掛けたり、或は地方によつて簡単ながら祝詞の様なものを述べることもある」⁽²⁵⁾。しかしバチエラーも指摘しているように、女子が主要な儀礼に参加することは一般的にタブー視されており、この儀礼はや例外といえる。

その後、メノコ、イヨマレ (menoko iyomare) とよばれる、婦人たちによる酒の酌み交わしが行われ、供物が分かちあわれる。この儀式が終わり、全員が屋内に戻ると、三の饗宴としての共飲共食が行われ、集団による舞踏などが行われる。厳密には3は、屋外の儀礼が始まる頃から、散会儀礼の後まで続く。最後に四の散会儀礼、すなわち行器 (sintoko) 納めと火神弊 (ape huci inaw) の撤去および焼却が行われる。

以上が、久保寺による日高の二風谷村の事例である。次いで、主として筆者の見聞による旭川の事例を示す。

二 旭川の事例

旭川市は東經一四二度、北緯四三度の上川盆地内に位置し、現在その人口は約三六万人、北海道では札幌に次ぐ第二の都市である。市内には石狩川・忠別川・美瑛川など大小の川を有する。石狩川を境として市の北西部は、かつて近文⁽²⁶⁾と呼ばれた。そして『旭川市史』一巻によれば、明治一八年、札幌市の「農耕授産計画」によつて付近のアイヌ住民がその地域に集められ、明治二七年に給与予定地を与えられた。その後、この付近に第七師団が設けられたのに伴い、給与地をめぐる三度にわたつての「近文アイヌ地問題」⁽²⁷⁾が起つていて、現在この町名は変更されているが、「近文」という呼称も慣用的に用いられている。この地には私設の「アイヌ記念館」⁽²⁸⁾や付近住民の利用私設である生活館⁽²⁹⁾も設置されており、昭和六一年度の調査では約六〇世帯が居住している。⁽³⁰⁾またこの地域における宗教は仏教が主であり、近文におけるほとんどのアイヌ住民は日蓮宗の檀家である⁽³¹⁾。

本事例はこの旭川近文在住のSさんの御母堂K姫の十七回忌として、一九八九年九月九日にS家で行われたも

のである。

K 婢はアイヌの口頭伝承や工芸品の伝承者としてよく知られているが、明治二一年深川で生まれ、明治二三年に一家で雨竜の蜂須賀農場に転出し、そこから明治三八年に、旭川近文に婚入した。S さんによれば、生前 K 婢は（自分の教えられた風習とは異なる点があつても）婚入先の近文の風習に従うと話していたと言ふ。S さんは嫗の三女で、以下で述べる儀礼についても嫗から得たところが大きいという。

〔一〕 旭川地方における祖靈祭祀の名称および種類

S さんによれば、旭川地方における祖靈祭祀はイアレ (iare) ⁽³²⁾ といい、空知管内の新十津川でも同様であるという。

イアレの行われる時期は、仏式での初七日、四九日、一周忌、三回忌…といった折であり、イアレはそれらの仏事のあとに行われるほか、故人を思い出した時などにも隨時行われることがある。随時の具体例としては「(故人に関する)夢を見て、何か良くない気持ちがした時」に行うという例があげられたが、それが定期的に行われる例は、知らないとのことである。

〔一〕 イアレの概要

ここでは筆者の参与観察および聞き取り調査の結果を混じえつつ、本事例の報告を行う。

イアレは必ず夕方以降に行われるが、本事例も午後六時から参加者が集合しはじめた。参加者は、S さんによれば男女の区別なく参加できるものであり、この時は男子六名、女子七名であった。その内訳は、S さん夫妻とその息子（長男）およびその子供たち（男女各一名）、娘夫婦およびその子供たち（男女各一名）、S さんの姉とその娘（次女）、そして筆者である。⁽³³⁾

まずあらかじめ用意されていた供物が仏壇の前にあげられ、故人の写真が飾られる。家の東側の壁の一方には小形のテーブルがあり、その上に位牌、燭台、鉢、線香立て、写真、花瓶が置かれている。その上の壁に日蓮上人の姿絵が貼られ、天井近くにイナウが一本、釘で打ちつけられている。供物については他地域におけるシヌラッパの場合とほぼ同様であるが、シト（粢餅）については、S さんは「(現在のシヌラッパで通常見られるような) ソロバン型ではなく、真ん中を少し窪ませた平たい円形である」とした。当日の供物として、「昔の人が食べたもの」である、ヒンの実 (pekanpe)、キハダの実 (sikerpe)、ウバユリの根から取った澱粉 (turep)、ラタシケプ (rataskep) 混

ゼ飯とも訳されるが、この場合かぼちゃの煮たものをつぶして中にキハダの実を混ぜたもの)、シトなどのほか、米やイナキビが膳の上に用意される。また赤飯、トウキビ、果物(ブドウ、スイカ、オレンジ、リンゴ、ナシ)、菓子類、酒、煙草も膳上に載せられた。

さて、イアレにおいては、イチャラバは行うものの、「家中で(の祭祀)は行わない」という。従つて、家中で供物を用意すると、そのまま(他の儀礼は行わずに)イアレの場へ行く。また仏式の法事と一緒に行う場合には、僧侶による法事が終わった後に行うという。またイアレの行われる場所であるが、「昔は家の北側で行われたいたが、現在では(供物をそのまま置いておくと犬・鳥などが来て)迷惑になるので、花壇・川端などにおいて北を向いて行う」という。

一同夕食を済ませてから、Sさんが台所で炭に火をつけ、燠を作つた。線香に火をつけ仏壇を拭してから、燠・供物・酒を家の北側にある花壇に運び、適当な場所を選んで新聞紙を敷き、その前に供物を置いて、あかりをつける。Sさんの姉が白樺樹皮製の松明(cinecata)をあかりに用いるために持参し、それを用いた。

あかりの点灯後、参加者は一名から二名くらいずつ敷物に座つてイアレを行うが、その順番は、Sさん、Sさんの

姉、Sさんの娘と子供達(すなわちSさんの孫)、Sさんの姉の娘、Sさんの息子、Sさんの娘の夫、Sさんの夫、そして最後に筆者の順であつた。

その方法は、まず酒を容器(湯のみを使用)に一回で注ぎ、酒箸イクパスイは用いないが、その代わりとしての割り箸一本(一本、あるいは割らずに一本としたもののどちらか)を使い、先端を酒につけて手前の地面の上に滴らせながら、心中であるいは他人に聞こえないくらいの小さな声で祝詞を述べる。その後供物のいづれかを半分ほどちぎって食べ、残りを手前に撒く。さらに生の穀物や木の実などを供物を撒いた所よりもより前方にばら撒く(これをチャリカリあるいはチャラバcarpaといふ)。これらの二つの撒く行為のうち、前者は故人(K嫗)に向けて、後者はその他の死靈のために行われるものである。最後に残りの酒を半分飲み、あと半分は手首を上に返して地面の上に空ける。煙草は一度火を付け、手前の供物の上に置く。全員がイチャラバを終えると燠の残火を消し、残った供物のうち持つていきたいと思うものは屋内に持つていき、あとはそのまま放置する。⁽³⁸⁾屋内に戻る際は「取り憑かれるところ」の後ろを振り向かないようにし、また少人数で行う際でも、決して一人では行わないようになるとK嫗に教えられたという。

祝詞の内容は、まず故人の名を呼び掛けたのち、さらに故人より先に亡くなつた故人と同性の親や、親がまだ生存中の場合やその名前を知らない場合は、やはり故人と同性の親類の名を一名だけ上げ、「こうやって供養をしてから供物を持つてその人の所に早く行くように」、そして「御土産（供物）はある世で皆に配るよう」、そし

から、自己や家族の健康などを「守ってくれるよう」との願いごとをいう。

供物は故人以外の死靈を対象としても与えられるが、これは「あちらこちらで貰えない仏さんが沢山いて、欲しい欲しいと見ているものなので」、彼等に対しても施すために行う。「貰えない仏さん」とは、すなわち（子孫から）供物を得られない「無縁仏」を意味する。生の穀物は死靈が「あの世へ持つてかえつて煮炊き」するためのものである。犬や鳥が食べちらかすので、今日では近所迷惑になるため、イアレの翌日などに供物を始末するが、昔はそのまま置いておく方が良いとされた。「きっと犬や鳥がそれを食べるということを、先祖が食べるというふうにいったのだろう」とSさんは説明した。

以上は、イアレの参与観察記録および、事前に行ったSさんからの聞き取り調査に基づき記したものである。さらにつき、この儀礼を通じて、祖靈があの世へ持つていく供物は何

倍にも増え、供物をあの世で他の人々へ分けてやることができ、肩身の狭い思いをしなくてすむという。この点については二風谷における既報告例にも同様の説明が認められる。次項にイアレの特徴を指摘しよう。

〔三〕 イアレに関する問題点

以上に報告したS家で行われたイアレの事例は故人の十七回忌に行われたものであり、イアレの前に仏壇が拝されるなど、仏教との強い習合性が認められる。しかしイアレでは、それに先立つ「家の内で（の祭祀）は行われない」ものとされるなど、仏事とイアレを、行為者の側が意識的に分けていることが想定される。しかし、同地域における過去の報告例が乏しいため、個々の点については、現在におけるその変容の度合を指摘するのは困難である。そこで本稿では、その特色を、日高地方沙流川流域の二風谷における既報告例などと対比して考察することにする。

前述のように、イアレは屋外における儀礼が主体であり、これを既存報告例に対照すると、イチヤラバを含む屋外の儀礼（2—[2]—b）に相応するが、その他の点に関しては、兩者の共通点は乏しい。兩者の差異は、とりあえずは「地域差」として認められるよう思われるが、それは儀式の規模によつても起こる可能性が考えられる。

いじで旭川における本儀礼独自の特徴を提示するとすれば、以下の諸点があげられよう。ただし彼らの特徴は相互に関連があり、はつきりと分け難い場合もある。しかしながらここでは、二風谷などの事例との対比の上で、一応次のような諸点の区分を試みた。

(A) 火の嫗神 (*ape huici kamuy*) に祈らない。その代わりイアレを行う場所には、「自分を守るために」燠を持って行く。⁽⁴⁾

(B) 酒箸 (*ikupasuy*) を用いない。代わりに割り箸一本あるいは木の枝などが用いられる。

(C) 木弊 (*inaw*) を用いない。

(D) 家の東側にある（とされる）弊壇 (*nusa san*) で神への祈りを捧げない。したがって祖靈弊場 (*sinurappa usi*) も存在せず、それは家の北側で行われる。

なおこれらの(A)～(D)に関して、「神様のものは（死んだ人に対して）用いてはならない」とから「神様の（儀式）とは反対のことをする」という説明を得た。酒を一回で容器に注ぐことや、イチャラバのあとで手首を返して酒を地面に吸わせるというもの、「反対のことをする」表現の一つであるという。

ここで重要と考えられるのは、このように祖靈に対する怖れ、あるいは汚れの観点から、(A)～(D)の行為が

説明されていることである。したがって、既報告例のようには、他の祭祀神に祈りを捧げないのである。さらにイアレでは、アイヌの儀礼において重要な位置を占める火の神に祈らないばかりか、イナウも酒箸も用いられない。この考え方には、久保寺の「祖靈もまた神である」という指摘と相反する。

次に祝詞について目を向けると、先に紹介したJ・バチエラによる報告ど、ほぼ同様のことが言える。すなわち死者はある世で自らの祖先のところに行くと考えられているが、一方では他界へ移行せず現世にとどまる「不安定な」存在である。そして祖靈は生者を守護する反面、生者に災いをもたらすものもある。また子孫を持たない死靈も生者に害をなす存在として怖れられる。さらに子孫が供物を破損して他界へ送ることにより、祖靈の他界での地位が上昇し、供物を得ることができない死靈にも生の供物を与えることができると思われている。シヌラッパの祝詞の中に、「祖靈に対して、何ら慰めの言葉も、その生前のことを追憶し哀悼する」言葉がないことについて久保寺は、「アイヌの宗教儀礼というものは……現世の社会的理想的を維持する重要な手段の一として存在するため」と説明しているが、それはむしろイアレの場合と同様に、現世にとどまる死靈・祖靈への怖れからと解釈することも可能であろう。

イアレについて現時点で指摘可能と思われる重要な点は、それが他の既報告例の場合と異なり、神の祭祀とは明確に区別されていること、および死（祖）靈への怖れあるいは汚れから儀式中の動作の意味付けがされている傾向が強いことの二点である。しかし、先述のように、旭川のS家にみられるこのイアレの形式やそれに伴う死靈・祖靈の観念の差違が、故人・家・地域のどのレベルにおけるもののか、またそれらの観念が本来アイヌ独自のものなのか、あるいは他宗教によつて何らかの影響を受けた結果なのかといふ問題は、今後の大きな課題として残つている。

三 おわりに

本稿では旭川の一家庭で行われた儀礼を紹介し、既報告例との差違を指摘するにとどまつた。残念ながら、現在のこところ、この儀礼の時代に伴う変遷を文献資料から知ることはできない。しかしこの報告は、從来述べられてきたアイヌの祖靈觀を再検討する糸口ともなるものと考えられる。そのため今後さらに旭川において、イアレがどのように行われているか、あるいは行われていたかの調査を、なおも継続していく予定である。

最後に筆者は、本事例を、現在執り行われている儀礼の

中でも、「アイヌ独自のもの」であるとの意識に支えられて行われている儀礼の一つとして理解し、注目していることを付け加えておきたい。⁽⁴³⁾

註

- (1) 北海道民生部編、『昭和六一年 北海道ウタリ生活実態調査報告書』、一九八六年に基づく。なおウタリ (utari) とはアイヌ語で「同胞」の意味である。
- (2) アイヌの対語は一通りではないが、ここでは「和人」の語を使用する。
- (3) 例えれば、河野広道による墓標の系統的分類研究（「墓標の型式より見たるアイヌの諸系統」、『北方文化論』河野広道著作集I、北海道出版企画センター、一九七一年）や、名取武光による祖印に関する報告例（「削箸・祖印・祖先及び主神祈より見たる沙流川筋のアイヌ」・「千歳アイヌの祖印」『アイヌと考古学（2）』名取武光著作集II、北海道出版企画センター、一九七四年）などがある。

- (4) 「シャクシャイン祭」は、静内において一九五九年からはじめられたものである。
- (5) 抽稿『現代におけるアイヌ儀礼の一考察』（北海道大学文部提出卒業論文、一九八八年）に記す。この事例では、儀礼の主催者によつて二風谷の例が参考にされていた可能性も考えられる。その名称はイチャラバとされていた。
- (6) 本稿においては、アイヌ語をカタカナとローマ字によつて表記した。ただしアイヌ語のカナ表記については現在のこと

- る統一された表記法がないため、ここでは中川裕「カナ表記の原則」(中川裕「校訂」・大塚一美「編訳」)、「キナラブック」(アイヌ民話全集)・神譜編一「北海道出版企画セントラル、一九九〇年)におけるカナ表記法に準拠した。
- (7) 渡辺仁、「アイヌ文化の成立—民族・歴史・考古諸学の合流点」『考古学雑誌』五八卷三号、一九八三年。
- (8) Batchelor, John, *The Ainu And Their Folk-Lore*, The Religious Tract Society, London, 1901 : pp.551-553.
- (9) 金田一京助、「アイヌの研究」内外書房、一九二五年、同、「北の人」『世界教養全集』二二、平凡社、一九六一年—a、同、「金田一博士喜寿記念 アイヌ文化志」金田一京助選集 II、三省堂、一九六一年—b。
- (10) Munro, N. G., *Ainu Creed and Cult*, Columbia University Press, New York, 1963 : p. 91. 祖靈斎場前では男性が祝詞を述べる際に酒粕を撒くが、これは(祀られたいと)羨んで... spiritsを懷柔するためであるといふ。またこれに関連する記録として、久保寺による「酒糟(salt-shiari)に対する祝詞」の報告がある(久保寺逸彦、「沙流アイヌの祖靈祭祀」『民族学研究』一六卷三・四号、一九五二年、三四〇頁)。
- (11) 杉浦健一、「沙流アイヌの親族組織」『民族学研究』一六卷三・四号、一九五二年。
- (12) 濱川清子、「アイヌの婚姻」、未来社、一九五二年、同、「沙流アイヌ婦人のupsorについて」『民族学研究』一六卷三・四号、一九七三年。upsorは女性の貞操帯upsorkutの略称。各母系に代々伝えられ、結婚に関する禁忌を持った。「懷帶」などの訛語もあるが、本稿では「下紐」の語を用いる。
- (13) 久保寺、前掲書、一九五二年、同、「祖靈供養」、アイヌ文化財保存対策協議会『アイヌ民族誌』下巻、第一法規、一九六九年—a、同、「記録映画シヌラッパ Sinurappa (アイヌ祖靈供養)」が出来るまで・「アイヌのシヌラッパ (祖靈供養の概要)」『北海道の文化』一七号、一九六九年—b。記録映画は、日経映画社『シヌラッパ—アイヌ祖靈まつり』を指す。
- (14) 久保寺、前掲書、一九五二年、二三一頁～二三三頁。
- (15) ただし白老の同儀礼に関しては満岡伸一、「アイヌの足跡」、白老民族文化伝承保存財团一九二四年(一九八七年第八版)、静内については北海道教育厅社会教育部文化課編、『アイヌ民俗文化財調査報告書III』北海道教育委員会、一九八三年に比較的詳しい報告があるが、それらにみられる地域差と思われる部分についての考察は別稿に譲る。
- (16) 小山勇三編、『旭川アイヌの研究』、北海道旭川師範学校、一九三六年、五八頁、一四七～一四九頁。旭川市史編集委員会編、『旭川市史』一巻、一九五九年、一九五頁。北海道教育厅社会教育部文化課編、『アイヌ民俗文化財調査報告I』、北海道教育委員会、一九八一年、六五頁。砂沢クラ、『クスクップ オルシペ 私の一代の話』、福武書店、一九九〇年、一七～一八頁、二七頁、三五頁。とくに一八頁ではイナウを作ると明記されている(なお他地域における例では、注33参照)。
- (17) 久保寺による一連の報告は、二風谷村に在住していたN氏(明治二一～昭和三五年)からの情報に、主として基づいて

旭川アイヌの祖靈祭祀「イアレ」（小嶋）

いる。したがつて後に述べるK嫗（明治二一～昭和四九年）による伝承とは、年代上は、ある程度比較に耐え得ると考えられる。

(18) これらの意味についてはnurappaが、「涙をたくさん落とす」あるいは「供物をあげる」の意とされ、「祖靈祭」などと訳されてきた。sinurappaがnurappaに「大きい」・「美しい」という意味の接頭辞si-がついた形、sinurappaがその音韻添加形であるという説があり（久保寺、前掲書、一九五二年、二三二頁）icarpaは「物を撒き散らす」の意と考えられている。

(19) 同上、一九五二年、二三二頁。

(20) 同上。

(21) 一九五二年の報告例（同上書）では、新築祝いと共に行われた例も記されている。また、記録映画撮影のために行われた儀礼は、故N氏への「報恩と追善のために営んだ」（同、前掲書、一九六九年—b、九八頁）とされているものの、多数の参加者の祖靈が同時に供養されており、ある故人一人のために営まれた儀礼とは言い難い。

(22) 久保寺、前掲書、一九六九年—b、一〇二頁～一〇三頁。

(23) 同、前掲書、一九五二年、二三七頁。

(24) 同上、二四〇頁。

(25) 翌明治一九年に三県制が廃止され、北海道庁の経費の関係から授産事業も廃止されたため、近文におけるこの試みは失敗に終わっている。明治二〇年、北海道長官岩村通俊が上川地方を視察し、「近文付近で約二〇〇町歩の土地を選び、當時この付近に住んでいた四〇戸のアイヌを入植させることとし、この経営方法や順序・経費などの調査を命じた」（ウ

タリ問題懇話会、『アイヌ民族に関する新法問題について資料編』、北海道民生部総務課ウタリ福祉係、一九八八年、一六頁）。ちなみに『アイヌ沿革誌』—北海道旧土人保護法をめぐって』には「明治二三年愛別村の伊香牛、比布村の比布、鷹栖村の近文、神居古潭、当麻村の字園別、忠別川沿岸に茅屋を引き結んで散居したる旧土人を近文原野に集め農耕の業を教えた」とある（喜多章明、『アイヌ沿革誌』—北海道旧土人保護法をめぐって』、北海道出版企画センター、一九八七年、一八七頁）。

(26) 三六世帯に総計四九万八〇〇坪、一世帯につき最高二万二〇〇坪から七五〇〇坪が貸し下げられた。同地の一般への貸し下げは、その三年前の明治二十四年から行われている（旭川市史編集委員会編、前掲書、一九五九年）。

(27) 「近文アイヌ地問題」が起こった一因としては明治三二年

「北海道旧土人保護法」（公布 明治三年三月一日 法律第二七号）が適用されなかつたことがあげられる。第一次は明治三二～三三年、第二次は明治三五～三九年、第三次は昭和六～九年にかけてそれぞれ起こつていて。とくに第三次アイヌ地問題の際には、「旭川市旧土人保護地処分法（成立昭和九年三月二三日 法律第九号）が制定された。（河野本道、『対アイヌ政策法規類集』、北海道出版企画センター、一九八一年）。

(28) 旭川村カ子トアイヌ記念館（大正五年創設）をさす。

(29) 生活館の建設は北海道のウタリ対策、不良環境地区対策の一環として、昭和三六年度から実地されている。

(30) 北海道民生部編、前掲書、一九八六年に基づく。

(31) 『旭川市史』一巻中には（旭川市史編集委員会編、前掲書、一九五九年）、昭和三二年の調査として法華宗七七戸（仏教総計八戸、キリスト教三戸）とある。S家も法華宗の檀家である。

(32) 『アイヌ語方言辞典』にはiareの形では掲載されていない。

Sさんによればiareの意味は不明とのことであったが、三種類の解釈が可能である。第一にはi-a-re「それ・座・らせる」、第二i-are「それ（を）・置く（複数）」または「それ・（置き）残す」であり、第三はi-are「それ・（あかりや火を）・つける」である。第二の解釈が妥当かと思われるが、断定はできない（服部四郎編、『アイヌ語方言辞典』岩波書店、一九六四年）。（補記）本年度（一九九一年）の調査においてはイアレについて「上げておく」の意であるという説明を得た。

(33) 同じく空知管内の雨竜で行われたアイレについては、砂沢クラによる記述がある（前掲書、一四〇頁、一七〇～一七二頁、一九八三年）。また、一九二頁に作者による「死んだ人のくようして居る所」の図があるが、どくに地域は明示されていない。

(34) 現在K姫の子供で存命なのはSさんとSさんの姉のみであるため、参加者はこのような構成となつた。また筆者は、K姫への供養もかねて参加させていただいた。

(35) かつては莫産や草を敷いたという。

(36) K姫はあかりとしてろうそくを代用していたこともあるとのことである。

(37) 順序はとくに決められているようではなかったが、SさんとSさんの姉の行為はほぼ同時に行われていた。またSさん

の娘は他の子供達の面倒を見るという形で一緒に行った。なお筆者はすべての参加者の終了後、Sさんの指導のもと行わせていただいた。

(38) 一回で酒を注ぐのは葬式と同様の方法であるという。通常は三回で注ぐ。

(39) そのヴァリエーションとして、「イチャラバの際に供物を半分食べて半分やるように」と（Sさんに）いわれているにもかかわらず、子供たち（孫も含めて）が、半分よりさらに細かくちぎって撒いているのが認められた。煙草は一旦火をつけたから、撒かれた供物の上に置かれた。

(40) 通常ape huci kamuyには家中で祈りが捧げられるため、家の内で祭祀を行わないといふこともこの点に関わっていると考えられる。ただし旭川地方では火の神は男神・女神の二神があり、男神をape uci kamuyと呼ぶという。

(41) 「手首を返す」行為や「北」の方角は仏事でも認められ、個人レベルのヴァリエーションである可能性も考えられる。

(42) 久保寺、前掲書、一四〇頁、一九五二年。

(43) 本稿は一九九〇年度に本学文学部に提出した聴講生論文の一部を加筆・訂正したものである。本稿を成すにあたり、旭川在住のSさんご夫妻には大変お世話になつた。この場を借りてお礼を申し上げたい。多くのアドバイスをいただいたばかりかSさんを紹介して下さり、資料をお貸し下さった河野本道先生、数々のご教示をいただいた小西正捷先生にも重ねて感謝の意を表したい。

（立教大学地理学専攻博士課程前期課程）